

# 生後4か月までの全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)

(次世代育成支援対策交付金に計上)

## (主な事業内容)

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

### 1 事業の目的

生後間もない乳児のいる家庭をみると、母親は出産時の疲労に加えて新たな育児などにより、心身の変調を来しやすく、不安定な時期であるほか、核家族化とともに少子化が進む中で、両親ともに育児に関する知識・経験が乏しく、また、周囲からの支援を受けることが困難な状況となっている。

そこで、すべての乳児がいる家庭を訪問し、

- ①様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、
- ②母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に結びつけること

を通じて、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。

### 2 事業の内容

(1)生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。(母子保健法に基づく新生児訪問を実施する際には、保健指導とともに下記の支援を実施。)

- ①育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- ②母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

(2)訪問スタッフには、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。

(3)訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、育児支援家庭訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

◎ 厚生労働省では、現在、全戸訪問ないしこれに準ずる取り組みを既の実施している各地の事例を収集しております。つきましては、こうした事業を実施されている市町村におかれては、お手数ですが、雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室(担当:来生)までメール又はファックスにてお寄せください。(E-mail: kisugi-namiko@mhlw.go.jp FAX: 03-3595-2668)

生後4か月までの全戸訪問(子育てセーフティネットの構築)【実施主体:市区町村】

生後4か月までの全戸訪問

家庭訪問



育児本や市町村の出生祝品を持参

家庭訪問者

愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等について、人材発掘・研修を行い、幅広く登用

ケース対応会議

育児支援家庭訪問事業

全戸訪問の結果に基づき、必要に応じケース対応会議を行うとともに、要支援家庭に対する訪問指導を行う。

要保護児童対策地域協議会  
(虐待防止ネットワーク)

Population approach

High risk approach

# 現在既に全戸訪問を実施している例

	兵庫県神戸市	山梨県山梨市	北海道音更町	長野県須坂市	山口県防府市	愛知県豊田市 (おめでとう訪問・ 一部地域で開始)
人口規模	150万人	39,000人	43,000人	54,000人	12万人	40万人
出生数	12,000人	285人	460人	480人	1,000人	4,000人
目的	新生児訪問指導	妊婦訪問指導 新生児訪問指導	新生児訪問指導	新生児訪問指導 育児不安の軽減 家庭環境把握 情報提供	育児の 孤立化防止 子育ての情報提供	育児の 孤立化防止 子育ての情報提供
訪問 実施者	保健師・助産師	①、②助産師 ③保健師	保健師	保健師	母子保健推進員	母子保健推進員
実施方法 訪問回数等	概ね生後2か月 までに1回	①妊娠中 2回 ②産後28日目 までに2回 ③生後2か月に1回	産後1回	生後4か月までに 1回訪問	生後2か月の時に 1回訪問	生後1～3か月まで に1回 (当面は 第1子のみ)